

制限付一般競争入札共通公告(総合評価落札方式)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び新発田市契約規則(平成 18 年規則第 35 号。以下「契約規則」という。)第 5 条(水道局発注の建設工事の場合は、新発田市水道事業会計規程(平成 26 年水道局管理規程第 1 号)第 103 条)の規定に基づき、建設工事の制限付一般競争入札(総合評価落札方式)について必要な事項を次のとおり公告する。

この共通公告は、入札に参加するための基本的な要件を表記したもので、この公告によらない個別の事由については、別に公告する個別公告に記載する。

なお、この共通公告は、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告する制限付一般競争入札から適用する。

令和 8 年 4 月 24 日

新発田市長 二階堂 馨

1 入札に付する事項

入札は、新発田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う。

ただし、入札に参加しようとする者が新発田市電子入札運用基準第 4 条に該当すると認められ、紙入札方式参加承諾願を提出し承諾を得た場合は、紙による入札参加も認めるが、個別公告で指定された期限までに到達するように契約検査課へ持参又は郵送しなければならない。

なお、入札にあたっては、新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領に基づき、価格と価格以外の技術的要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式とする。

2 入札参加資格要件

(1) 共通事項

ア 直近に受けた建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の有効期限が経過していないこと。

イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても手続開始の決定後、経営事項審査を受け、当市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、当市の資格審

査を経て有資格業者と認定をされた者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)。

ウ 入札参加申請を行った日から入札執行日(開札日)までの間、新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成 19 年新発田市告示第 90 号)の規定に基づく指名停止を受けていない者

エ 個別公告に示す当該工事の入札に参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係

- ・親会社と子会社の関係にある場合(親会社及び子会社の定義は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による。以下同じ。)
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

- ・代表権を有する者が同一の会社
- ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(常勤、非常勤を問わない。ただし、監査役は役員に含まない。)
- ・一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる関係にある場合

オ 個別公告に示す工事と同工種の工事において、新発田市(新発田市水道局含む。)から 65 点未満の工事成績評定通知を 2 か年の間に 2 回受けた者は、その 2 回目の評定通知の日から 3 か月を経過していること。(2 か年の間に 2 回以上受けている場合はその最後の評定通知の日から 3 か月を経過していること。)

※個別公告日現在において 3 か月を経過していること。

カ 個別公告の入札参加資格要件において、特に記載があるものを除いては、個別公告日現在において有効なものであること。

キ 入札(開札)執行時点において、共通公告及び個別公告に記載の入札参加資格要件を失っている場合は、その者は入札に参加できない。

ク 電子入札システムにファイルを添付する際は、必ず最新バージョンのウイルスチェックソフトによりウイルスチェックを行ってから添付すること。

(2) 地域要件

個別公告日現在において、個別公告の地域要件に示す建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)

第3条第1項に規定する営業所を有すること。

(3) 配置技術者

ア 市から直接工事を請負った者で、そのうち総額5,000万円(建築一式工事にあつては総額8,000万円)以上を下請契約して工事を施工させる場合は、監理技術者を配置しなければならない。

イ 請負金額が建設工事で4,500万円(建築一式工事にあつては9,000万円)以上のときは、現場ごとに専任で技術者を置かなければならない。

(4) 特定建設業の許可

市から直接工事を請負った者で、そのうち総額5,000万円(建築一式工事にあつては総額8,000万円)以上を下請契約して工事を施工させる場合は、特定建設業の許可を有しなければならない。

3 入札参加の手続

(1) 入札参加申請

競争参加資格確認申請書及び添付書類(添付書類省略届又は設計図書等購入済届)を電子入札システムを用いて、個別公告に記載する指定した期限までに提出すること。

競争参加資格確認申請書に添付すべき書類(添付書類省略届又は設計図書等購入済届)は、個別公告において指定する。書式は、入札情報サービス又は市ホームページからダウンロードし、必要事項を入力すること。

※添付書類省略届は、「添付書類が不要な案件であるため」を選択し添付する。

※設計図書等購入済届は、設計図書等を購入の上、作成し添付する。設計図書等の購入がない場合は、入札に参加できない。

(2) 技術資料の提出

ア 提出方法

電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出した後、ウで定める書類を契約検査課へ持参すること。

イ 提出期限

入札参加申込締切日の翌日(休日は除く。)午後4時まで。

ウ 提出書類

・簡易実績型

① 技術資料の提出について(別記第4号様式)の原本及び写し各1部

※別記第4号様式の写しに契約検査課で受領印を押したものを技術資料提出の控えとして渡します。

② 企業の技術力・地域性確認資料(別記第1号様式)

③ 配置予定技術者の能力確認資料（別記第 2 号様式）

・簡易提案型

① 技術資料の提出について（別記第 4 号様式）の原本及び写し各 1 部

※別記第 4 号様式の写しに契約検査課で受領印を押したものを技術資料提出の控えとして渡します。

② 企業の技術力・地域性確認資料（別記第 1 号様式）

③ 配置予定技術者の能力確認資料（別記第 2 号様式）

④ 簡易な施工計画（別記第 3 号様式）

エ 注意事項

- ・技術資料については、提出期限までに提出された資料によって評価するので、明確に判断しうる資料を提出すること。（年度、実績等提出された資料で判断できない場合は評価しない。）
- ・作成に当たっては、指定された型式に応じ、別表 1（簡易実績型）又は別表 2（簡易提案型）のいずれか該当する別表及び「ウ提出書類」の注釈に沿って作成すること。
- ・資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等については返却しない。
- ・技術提案が受注者の責により履行できなかった場合には、修補請求、工事成績評定点の減点等を必要に応じて行うものとする。

(3) 入札参加資格審査

入札参加資格の審査については、開札後、落札候補者に対してのみ行う。

※参加資格確認通知書の送付について

競争参加資格確認申請書の提出者全員に対し、競争参加資格「有」と記載した参加資格確認通知書を送付する。（電子入札システムの都合上、参加資格確認通知書の送付を省略できないため、便宜上送付するもの。）

(4) 質問について

ア 質問の方法

個別公告に指定した期日までにメールで提出し、メール送信後は契約検査課又は検査・技術管理室まで電話連絡すること。

提出先アドレス : keiyaku アットマーク city.shibata.lg.jp

※「アットマーク」を「@」に置き換えてください。

イ「質問回答書」は、市ホームページからダウンロードすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、入札情報サービスに掲載する。

※質問回答書は設計図書の一部であり、重要であるので掲載の有無について、必ず自ら

確認すること。当市からは掲載の有無について連絡はしない。

4 入札書及び添付書類の提出

(1) 入札書

入札書及び工事費内訳書を個別公告に記載する指定した期限までに電子入札システムを用いて提出すること。

(2) 工事費内訳書

入札書に添付する内訳書は、「新発田市工事費内訳書作成要領」を基に作成すること。
次に掲げる項目に不備（欠落や記入誤り等）がある場合や内訳書の添付がない場合の取扱い
は同要領によるものとし、その事由によっては当該入札を無効とする。

- ①工事番号 ②工事名 ③商号又は名称 ④入札者の所在地 ⑤代表者の氏名
⑥工事費内訳書の内容について説明できる者の氏名 ⑦工事費の内訳

5 無効の入札

(1) 契約規則第 16 条に定めるもの。

(2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

※ 初度の入札が無効とされた者は、再度入札に参加できない。

6 入札の中止又は延期

契約規則第 17 条のとおり。

7 入札及び契約に関する事項

(1) 予定価格

設定し、事後公表とする。

(2) 低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査自動失格判断基準

設定の有無について、個別公告に記載する。

開札の結果、予定価格の範囲内で個別公告に定める総合評価の方法で算出した総合評価
点の最も高い者の入札価格がこの低入札価格調査基準価格を下回るときは、落札者の決定
を保留し、後日調査を行う。

なお、低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者を落札者として決定
した場合は、契約条件として次の条件を付すことがある。

- ①施工体制台帳の提出 ②技術者の専任又は増員 ③随時点検の実施
④下請業者への支払確認の実施 ⑤契約保証金の増額 ⑥前払金の減額
⑦誓約書の提出 ⑧その他市長が必要と認めたもの

なお、低入札価格調査の対象となった者が低入札価格調査自動失格判断基準に該当する
ときは、その者を失格とする。

(3) 保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金

契約金額が 500 万円以上の場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納入すること。

ただし、契約規則第 39 条に規定されたものを契約保証金に代えることができる。

(4) 前金払等

前金払等は、国・県等の補助制度等や予算の都合上、支払に制約がある場合がある。その場合は個別公告に記載する。

ア 前金払 契約金額が 130 万円を超える場合対象

イ 中間前払金 契約金額が 300 万円以上の場合対象

ウ 部分払 契約金額が 300 万円以上の場合対象

※ 上記ア、イ、ウとも、それぞれの支払条件等は新発田市建設工事請負契約約款の規定による。

(5) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者がいない場合は、再度入札を行う。ただし、低入札価格調査基準価格又は低入札価格調査自動失格判断基準を設定した場合にあっては、失格又は調査の結果が決するまでは保留する。再度入札を行うこととなった場合は、直ちに電子入札システムにより参加者へ再度入札の日時等を通知する（紙による入札参加の場合は、電話連絡する。）。

イ 再度入札は 1 回までとし、初度の入札で無効又は失格となった者及び郵送による入札を行った者は、再度入札に参加できない。

ウ 再度入札の結果不落となった場合は再度公告入札を行うが、今回の入札の参加者は当該再度公告入札に参加できない。

(6) 落札候補者

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内にある者のうち、次に掲げる総合評価の方法で算出した総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、落札候補者を審査した結果、失格となった場合は次順位の者を新たな落札候補者とする（順次適用）。

総合評価点 = 技術評価点（※1） + 価格評価点（※2）

※1 技術評価点は、入札参加者が提出した技術資料により、別表 1（簡易実績型）又は別表 2（簡易提案型）に掲げる評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

※2 価格評価点は、次の算定式により算定する。(小数点以下第4位四捨五入)

① 入札価格が配点基準価格以上の場合

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}(\text{※4})}{\text{入札価格}} \quad (\text{※3})$$

② 入札価格が配点基準価格未満の場合

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{配点}(\text{※3})}{\left(1 + \frac{\text{配点基準価格}(\text{※4})}{\text{入札価格}} - 1\right) \times 3}$$

※3 技術評価点及び価格評価点の配点は下表のとおり。

	技術評価点	価格評価点
簡易実績型	18点	82点
簡易提案型	23点	77点

※4 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格のうち、制限内(予定価格以下で、新発田市低入札価格調査制度実施要綱第4条に規定する調査基準価格以上)の最低入札価格をいう。

イ 落札候補者となるべき総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより落札候補者の順位を決定する。この場合、くじを実施する日時、場所等を電子入札システムにより参加者へ通知する(電子入札システムによる電子くじは行わない。)

(7) 入札参加資格審査書類の提出について

落札候補者は、落札候補者となった旨の通知のあった日の翌日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。)の午後5時までに個別公告で指定した書類を契約検査課へ提出すること。提出期限までに提出のない場合は、失格とする。

(8) 落札者の決定

落札候補者の審査の結果、入札参加資格を有する場合は、落札者として決定し、入札参加資格審査結果通知書により通知する。

落札者には、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて、地元業者を下請に利用すること及び資材等の地元発注を希望する。

落札候補者が入札参加資格を有していない場合、落札候補者が落札者の決定までに指名停止を受けた場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当である場合は、予定価格の範囲内で次に総合評価点の高

い者を新たな落札候補者として審査し、落札者が決定するまで順次適用する。

なお、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めたとき、又は契約を締結することが不適当であると認めたときは、当該落札候補者に対し、入札参加資格審査結果通知書により理由を付して、その旨を通知する。

(9) 落札の取消し

次のいずれかに該当するときは、落札を取り消す。

ア 契約の締結を辞退したとき又は指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ 契約締結までの間に指名停止を受けたとき。

エ その他入札参加要件に欠けていたとき。

(10) 落札者決定から契約締結までの取扱い

ア 議会の議決を要する契約締結の時期

新発田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年新発田市条例第 19 号）第 2 条の規定に該当する契約については、仮契約を締結し、その後の市議会の議決を得た日以降に本契約を締結する。

なお、議会の議決を要する場合は、個別公告に記載する。

イ 指名停止を受けた場合の契約の取扱い

市議会の議決に付する契約で仮契約を締結した案件については、市議会の議決日までの間に指名停止を受けた場合は、当該本契約を締結しない。